

対象者と利用手続きについて

1 対象者

サービス利用に至る流れとしては、要支援認定を受けて介護予防ケアマネジメントを受ける流れの他に、基本チェックリストを用いた簡易な形で対象者判断をし、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れがあります。(表1)

サービス事業によるサービスのみを利用する場合には、基本チェックリストを用いることで、要介護認定等を省略して、迅速にサービス事業の利用開始につなげることができます。

表1

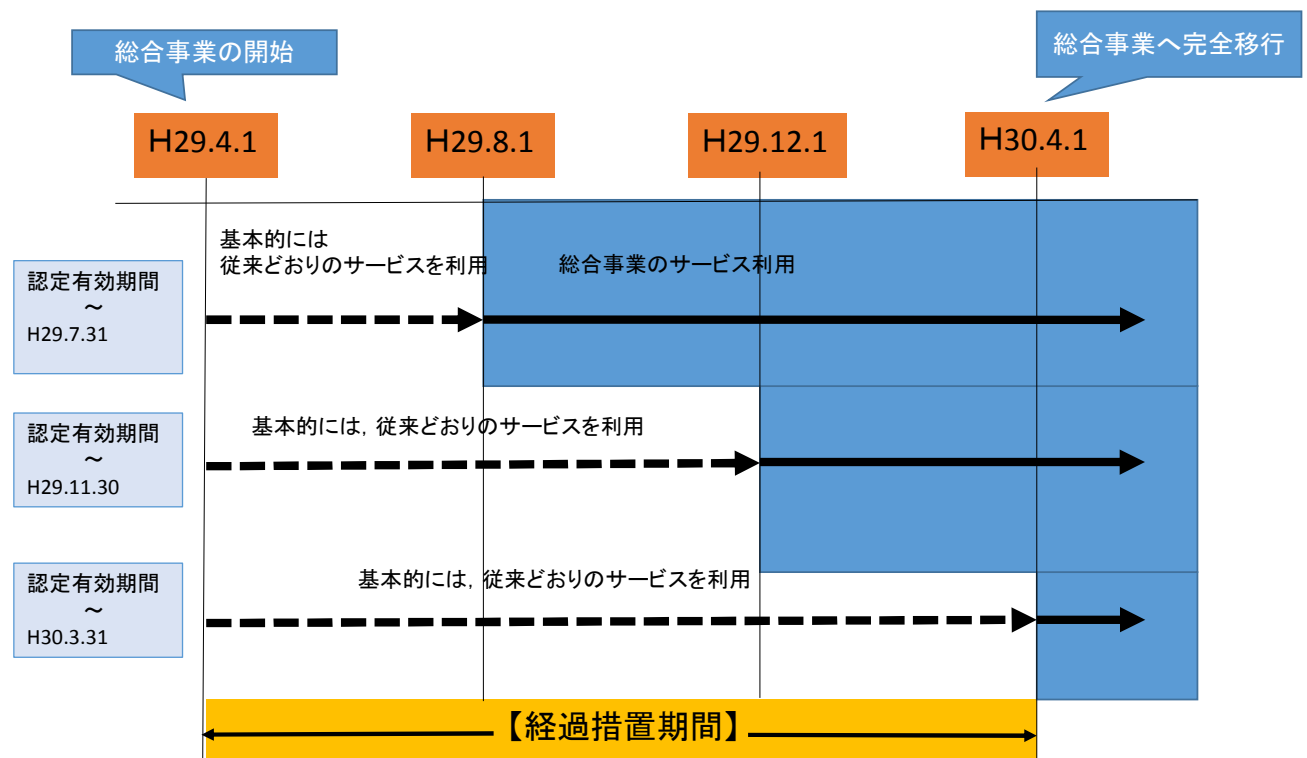
要支援1 要支援2	要介護等認定等に係る新規・区分変更・更新申請の結果、要支援認定を受けた方
事業対象者	基本チェックリストに該当し、事業対象者候補と判断され、介護予防ケアマネジメント届を提出した方

2 総合事業への移行時期

(1) 予防給付の訪問介護、通所介護を利用中の方は、更新時のタイミングで移行します。

円滑な移行を図るため、既にサービスを利用中の方については、認定有効期間までは従来どおりのサービスを受けられる経過措置を設けます。(平成30年3月31日まで)

要支援認定の有効期間は現在、最長1年間であるため、平成29年4月から1年間かけて、すべての方が総合事業へ移行します。



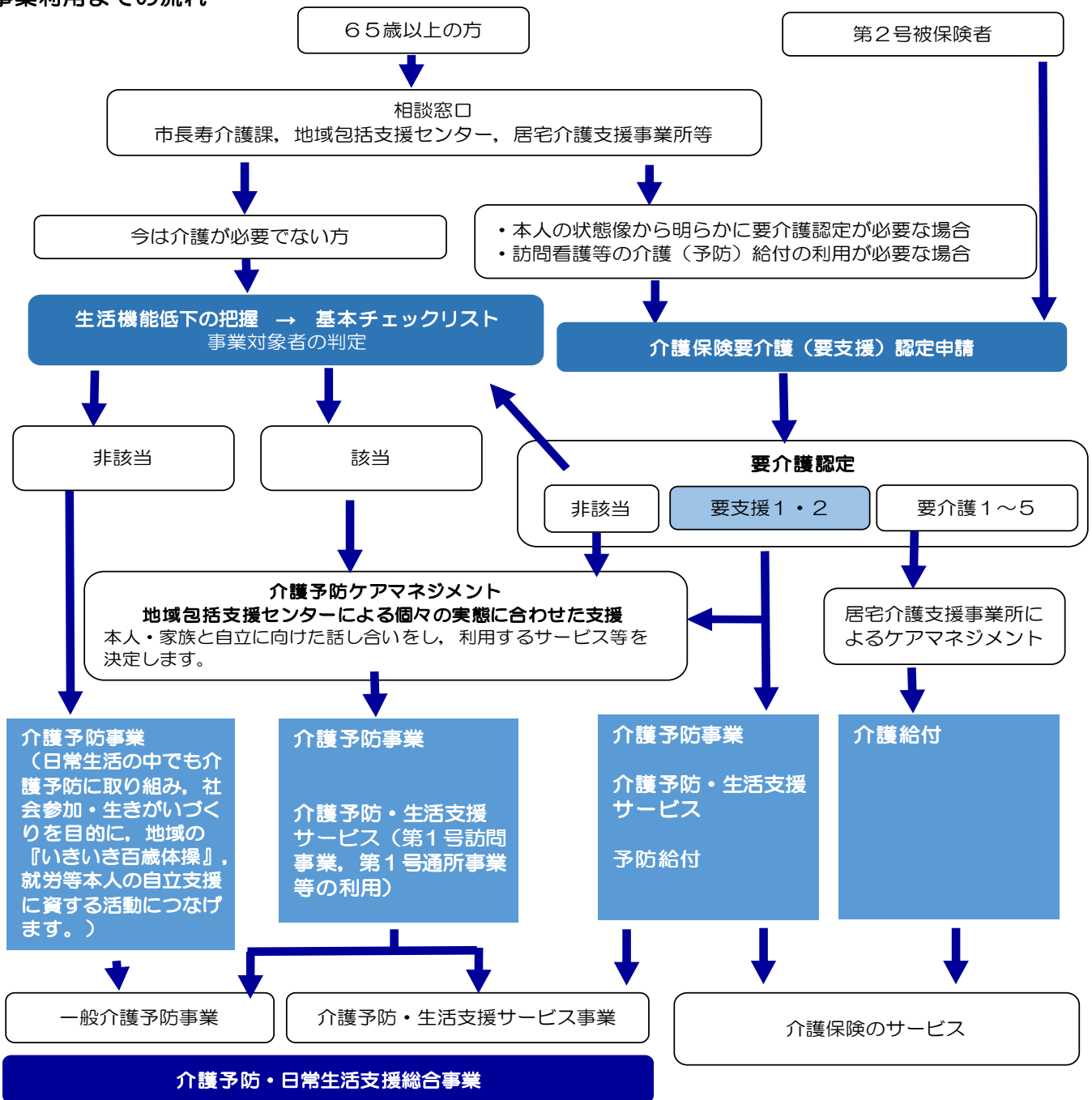
(2) 新規利用者は、移行後(平成29年4月1日)から随時、総合事業利用開始できます。

新規利用者は要支援認定か基本チェックリストを実施し、該当した後、地域包括支援センターのケアマネジメントを受けてください。

3 利用手続き

サービス利用までの概略図は以下のとおりです。

事業利用までの流れ



新しい総合事業の特徴

①迅速にサービスの利用を開始できます。

総合事業のみを利用する場合は、基本チェックリスト（日常生活に必要な機能の低下や状態を把握するための簡単な質問票）を用いることで、要介護認定等のための調査が不要となり、要介護認定等を省略できます。

②サービスの内容や料金が多様化します。

③自立に向けた次のステップに移行します。

適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進をはかります。課題を達成するためのサービス利用を個別ケア会議等で検討しながら強化・推進します。

④必要なときにはいつでも要介護認定等申請が可能です。

事業対象者となった後や事業を利用し始めた後も、必要なときにはいつでも要介護認定等申請が可能です。

4 チェックリストについて

(1) 下表の質問項目について、下表右欄の基準に該当すれば、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となります。

No.	質問項目	回答:いずれかに○をお付けください		事業対象者に該当する基準	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ		10項目以上に該当
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	3項目以上に該当	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	2項目すべてに該当	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	2項目以上に該当	
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ	2項目以上に該当	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ	No. 16に該当	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1.はい	0.いいえ	1項目以上に該当	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ	2項目以上に該当	
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ		
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ		
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ		
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ		

(2) チェックリストの考え方は次のとおりです。

【共通事項】

①対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。

※ 評価する者＝地域包括支援センター

②期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。

③習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。

④各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

	質問項目	質問項目の趣旨
1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。		
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか（例えば、必要な物品を購入しているか）を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。
4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談にに応じている場合も「はい」とします。
6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。
9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。

11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。		
11	6ヵ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6ヵ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1ヵ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。
13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。
16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。		
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1ヵ月の状態を平均してください。
17	昨年と比べて外出の回数が減りますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。
18～20の質問項目は認知症について尋ねています。		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルをしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。
21～25の質問項目は、うつについて尋ねています。		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	
23	(ここ2週間)以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる	
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	

5 利用者負担について

- (1) 旧介護予防訪問（通所）サービス、通所型サービスA及び通所型サービスCの利用者負担割合は、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じにします。
- (2) 給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業を実施します。
- (3) 保険料を滞納している者に対する給費制限等の措置は、重度化予防という総合事業の趣旨から当面の間は実施しません。

6 区分支給限度額の範囲について

- (1) 指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います。
- (2) 要支援認定を受けた者が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の区分支給限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に管理します。
- (3) 基本チェックリストにより事業対象者と判断された者については、要支援1の区分支給限度額と同じとします。

サービスの区分支給限度額（1ヶ月）

対象者	区分支給限度額	利用可能なサービス
事業対象者	5,003単位 ※退院直後である等の理由により短期間集中的に指定第1号事業の利用が必要である等、介護予防ケアマネジメントにより当該単位数を超えて当該サービスを利用することが必要であると認められる場合は、6ヶ月間に限り、1月につき10,473単位とすることができる。	総合事業のサービス
要支援1	5,003単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防給付のみ ・ 予防給付＋総合事業サービス ・ 総合事業サービスのみ
要支援2	10,473単位	

7 サービスの併用の可否について

サービスの併用の可否については以下の表のとおりです。

※一般介護予防事業については、全てのサービスと併用可能です。

※訪問型サービスと通所型サービスの併用は可能です。

<u>訪問型サービス</u>	旧介護予防訪問サービス	住民主体訪問サービス
旧介護予防訪問サービス		×
住民主体訪問サービス	×	

<u>通所型サービス</u>	旧介護予防通所サービス	基準緩和通所サービス	短期集中通所サービス
旧介護予防通所サービス		×	×
基準緩和通所サービス	×		×
短期集中通所サービス	×	×	

8 要介護認定に係る有効期間の見直しについて

介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律に原則12ヶ月、上限24ヶ月に延長されます。平成29年4月1日以降の更新申請に関して改正内容が適用されます。

なお、転居の場合は、従来通り、新規申請の取扱いとなりますので、転入先市町村において定める有効期間については6ヶ月間（月途中の申請の場合は、その月の月末までの期間+6ヶ月間）が基本です。

申請区分等		現行		改正後	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定の有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定の有効期間の範囲
新規申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	前回要支援⇒今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要支援⇒今回要介護	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要介護⇒今回要支援	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要介護⇒今回要介護	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月